ハワイ短期滞在・旅行中に日本の運転免許で運転する方への注意喚起

ハワイ州では、入国後1年以内に限り、有効な日本の自動車運転免許証で自動車を運転することができます。入国後1年以内であることを証明する必要がありますので、パスポートも忘れずに携行してください。

最近、事故や違反で取締りを受けた際、日本の運転免許証を示したにもかかわらず無免許運転として処理される事案が発生しています。これらは、警察官の誤解(日本語の記載内容を理解できない)に基づくものですが、いったん無免許運転として現場の警察官から呼出状を交付された場合には、本人または代理人(弁護士)が裁判所に出頭する以外解決する方法がありません。

上記のような事案を避けるためには、国際運転免許証もあわせて携行することをお勧めいたします。なお、国際運転免許証の携行だけでは運転することができません。

また、レンタカー会社によっては、規定上日本の運転免許証のみでの運転を 認めていない場合もあります。事前に十分ご確認の上、準備することをお勧め します。